

市では被災された皆様にさまざまな支援の相談窓口をご案内しています。被害の内容が対象となるかはそれぞれのケースによりますので、各機関にお問い合わせください。

支援制度など	内容	問い合わせ
被災証明書、り災証明書の発行	被災した場合の「被災証明書」、「り災証明書」の発行は、福祉総務課保護係（あいぱーく光）で行っています。 《申請に必要なもの》 ①被災状況のわかる写真（写真が準備できない場合は、自治会長または民生委員の確認・署名） ②印鑑（認印） ※り災証明書の申請受付は、平成30年11月30日（金）申請受付を終了します。 終了後に申請を希望される場合は、お問合せください。	福祉総務課保護係 ☎0833-74-3004
災害見舞金の支給	市内に居住する市民で、住家（借家・アパートなども含む）が災害により全壊、半壊、床上浸水などの被害にあわれた方に対して、災害見舞金を支給できる場合があります。	福祉総務課保護係 ☎0833-74-3004
山口県災害見舞金の支給	市内に居住する市民で、住家（借家・アパートなども含む）が災害により全壊、半壊などの被害にあわれた方に対して、災害見舞金を支給できる場合があります。	《問い合わせ》 山口県厚政課 ☎083-933-2710 《申請窓口》 福祉総務課保護係 ☎0833-74-3004
被災者生活再建支援金の支給	災害により、住宅が全半壊するなどの被害を受け、やむを得ず住宅を解体した世帯などに支援金を支給できる場合があります。	福祉総務課保護係 ☎0833-74-3004
市営住宅への入居相談	《対象》 災害により住宅が被害を受け、居住が困難と認められる人	建築住宅課住宅係 ☎0833-72-1566
農林業関係相談	被災農林業従事者の相談を受け付けます。	農林水産課 農政係 ☎0833-72-1494 耕地林務係 ☎0833-72-1497
健康相談	眠れない、気分が沈む、食欲がない、不安でイライラする、体調がすぐれないなど、心や体の健康に関する相談を受け付けます。	健康増進課 ☎0833-74-3007
市税の減免など	家屋などに著しい被害を受けられた人は、固定資産税・個人住民税の減免を受けられる場合があります。	税務課 資産税係 ☎0833-72-1435 市民税係 ☎0833-72-1439
	家屋などに著しい被害を受けられた人は、固定資産税・個人住民税の納税の猶予などを受けられる場合があります。	収納対策課 ☎0833-72-1447
県税の減免など	納税の猶予・納期限の延長、税の減免などの措置を受けられる場合があります。	山口県周南県税事務所 ☎0834-33-6411
国税（所得税）の減免など	申告・納付などの期限延長、納税の猶予、所得税の軽減または免除、源泉所得税の徴収猶予または還付などの措置を受けられる場合があります。	光税務署 ☎0833-71-0166
国民年金保険料の免除	家屋などに著しい被害を受けられた人は、被害の状況などによって国民年金保険料が免除される場合があります。	市民課年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428
国民健康保険税、保険料（介護・後期）などの減免など	居住用の家屋に著しい被害を受けられた人は、被害の状況や収入の状況などによって、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が徴収猶予または減額・免除などの措置を受けられる場合があります。	税務課市民税係 ☎0833-72-1439 市民課年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428 高齢者支援課介護保険係 ☎0833-74-3003
国民健康保険、後期高齢者医療制度の一部負担金の減免など	災害などにより、一時的に国民健康保険・後期高齢者医療制度の入院に要する一部負担金の支払いが困難になった場合は、徴収猶予または減額・免除などの措置を受けられる場合があります。	市民課国民健康保険係 ☎0833-72-1426 市民課年金・高齢者医療係 ☎0833-72-1428
住民票の写し等及び市税関係の証明の証明手数料の免除について	被災を原因として行う各種手続に使用することを目的とした住民票の写し等及び市税関係の証明の証明手数料を免除します。	市民課戸籍住民係 ☎0833-72-1421 収納対策課収納係 ☎0833-72-1447
電話料金の免除など	被災および避難された人の電話料金について、免除などの措置を受けられる場合があります。	NTT西日本 ☎局番なしの「116」
山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付制度	《対象》 次の要件をすべて満たす中小企業勤労者 ア. 県内に居住し、同一事業所に1年以上勤務している方 イ. 市町税を完納している方 ウ. 資金の使途が明確な方 エ. 返済能力のある方	中国労働金庫 ☎0833-41-1770 ※貸付けにあたって、中国労働
山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度	《対象》 次の要件をすべて満たす方 ア. 県内に居住している方 イ. 離職時の事業所に1年以上勤務していた方 ウ. 離職を余儀なくされた勤労者で、離職後1年以内の方 エ. 市町税を完納している方 オ. 借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っている方 カ. 返済能力のある方	金庫の審査があります。

支援制度など	内容	問い合わせ
山口県中小企業制度融資 (経営安定資金)	被害(被害金額50万円以上)を受けられた中小企業者等に対する融資となります。 ※貸付には、取扱金融機関の審査があります。	山口県経営金融課 ☎083-933-3188 商工観光課商工労政係 ☎0833-72-1519
住宅金融支援機構融資 (災害復興住宅融資制度)	《内容》 住宅金融支援機構が、住宅の被害を受けられた人に対して、長期低金利の融資を実施。 《限度額》 建設・購入・補修などにより異なりますので、お問い合わせください。	住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353 又は ☎048-615-0420
共済給付金	《対象》 山口県勤労福祉共済会(ハートピア共済)に加入している人で、住宅(事業所は含まない)の被害がある場合および床上浸水の被害があった場合	(一社)山口県勤労福祉共済会 ☎083-933-3223
児童手当・児童扶養手当	災害による被害を受けられた人は、認定請求期間の特例措置が受けられる場合があります。また児童扶養手当の所得制限の規定を適用しない場合があります。	子ども家庭課子育て支援係 ☎0833-74-3009
保育園保育料等・放課後児童クラブ保育料の減免	住宅に被害を受けられた人に対して、被害の程度により保育園・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ(サンホーム)の保育料減免が受けられる場合があります。	子ども家庭課保育係 ☎0833-74-3005 教育委員会文化・社会教育課社会教育係 ☎0833-74-3604
母子父子寡婦福祉資金	《対象》 母子家庭の母、父子家庭の父、または寡婦で災害等により住宅の補修や改修などが必要になった方。 《限度額》 内容により異なりますので、お問い合わせください。	子ども家庭課子ども相談係 ☎0833-74-3006
就学援助	家屋などに著しい被害を受けられた方は、被害の状況や収入の状況などにより、就学援助を受けられる場合があります。	教育委員会教育総務課経理係 ☎0833-74-3601
図書館の図書等の返却	《対象》 災害により図書館で借りていた図書等が、汚損・破損・流失などで返却が困難な人 《内容》 図書等の返却が免除される場合があります。	光市立図書館 ☎0833-72-1440
山口県の被災者総合相談窓口	相談内容により適切な窓口を紹介します。	山口県周南地方県民相談室 ☎0834-33-6401
ボランティアの相談	ボランティア活動等に関する問い合わせ、相談	光市社会福祉協議会 ☎0833-74-3020